

物 件 説 明 書

番 号	所 在 地 番	地 目	地 積	最 低 売 却 価 格
4号物件	春野町弘岡下 2059番1, 2059番3 2059番7	宅地	m ² 575.25	円 6,898,477

接面道路の幅員等		北側幅員約4.3mの市道に接面しています。 東側幅員約8.5mの県道（片側歩道含む）に接面しています。								
法 令 等 に 基 づ く 制 限	都市計画法等	区域	市街化調整区域							
		用途地域	一							
		建ぺい率	60%	容積率	200%					
		防火指定	一	高度地区	一					
その他 法制限										
交通機関		バス	春野公民館前			約0.7km				
供 給 処 理 施 設	配管等の状況						照会先・電話番号			
	電気	前面道路配線	有	四国電力㈱	高知支店	0120-410-430				
	ガス	前面道路配管	無							
	上水道	前面道路配管	有	高知市上下水道局	088-821-9200					
	下水道	前面道路配管	無							
公共施設 〔道路距離（三カ所とも）は直線距離〕	高知市春野庁舎		物件の南東方			約0.5km				
	市立春野西小学校		物件の西方			約2.5km				
	市立春野中学校		物件の南東方			約0.4km				
参考事項	※ 平成27年3月31日まで南消防署春野出張所として使用していました。									
	※ 市街化調整区域につき原則住宅等の建築及び既存建築物の使用はできません。									
	当該物件は、線引き前宅地の要件も無く、また、既存建築物も消防署であることから、売却後の再利用についても非常に限られたものとなります。									
	市街地調整区域内であるため、農林漁業従事者以外の居宅としての使用はできず、民間事業者の事務所・車庫・倉庫等としての用途変更も原則認められず見込みはありません。									
	既存建築物を使用する場合は、都市計画法による用途変更の手続きが必要です。									
	また、変更後の用途についても、都市計画法第29条のただし書きによる許可を要しないもの及び、同法第34条の規定に該当する場合は、用途変更できる見込みはありますが、その他立地要件に該当しない場合は、既存建築物を除却していただく可能性があります。詳しくは、本市都市建設部都市計画課（088-823-9465）及び建築指導課（088-823-9470）にお問い合わせください。									
	※ 水道の権利はありません。									
	※ 建物が4棟あります。									
	①昭和49年3月22日新築 種類：事務所・車庫 構造：鉄筋コンクリート造陸屋根2階建 床面積：1階 119.28m ² 2階 63.09m ²									
	②昭和57年4月1日新築 種類：倉庫 構造：軽量鉄筋造スレートぶき平家建 床面積：16.35m ²									
	③昭和57年11月1日新築 種類：倉庫 構造：鉄骨造スレートぶき平家建 床面積：20.49m ²									
	④平成19年11月28日新築 種類：事務所 構造：木造鋼板ぶき平家建 床面積：9.93m ²									
	※ 耐震調査は行っていません。									
	※ P C Bはありません。									
	※ 飛散するアスベストはありません。ただし、発塵性が比較的低い材料として建物の屋根、床、壁、天井等に使用されているシート、巾木、ボード類及びレベル外であるアスベスト含有家庭用品として2階と浴室外部の給湯器に含有が確認されています。									
	※ 古い建物につき雨漏り等の不具合があります。それを了知のうえで、入札にご参加ください。									
担当課		財務部管財課 Tel 088-823-9413								

※ 物件説明書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制について調査確認を行ってください。